

岩手県告示第 741 号

鳥獣保護区の設定（平成 9 年岩手県告示第 1050 号）で告示した種市町滝沢鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成 19 年 10 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の種市町滝沢鳥獣保護区の区域の表示 九戸郡洋野町地内の町道城内田毛線と町道城内牧野線に通ずる山道との交点を起点とし、起点から町道城内田毛線を南西に進み町道滝沢大滝線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み、民有林 123 及び 125 林班と国有林三陸北部森林管理署久慈支署 193 及び 194 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みセンノギ沢との交点に至り、同点から同沢を南に進み町道城内牧野線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道城内牧野線に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域